

第5 消防用設備の設置単位

昭和 50 年 3 月 5 日
消防安第 26 号

1 消防用設備の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物（屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ）である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

なお、ここでいう「棟」とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものであること。

2 渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている場合の取扱い

建築物と渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものとして敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟として取扱うこと。

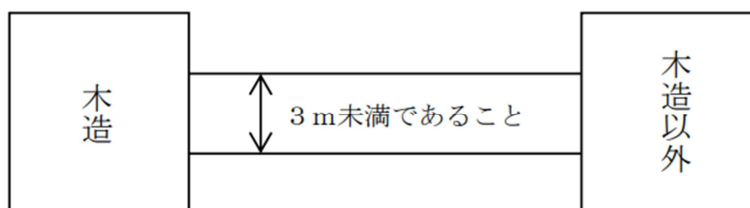
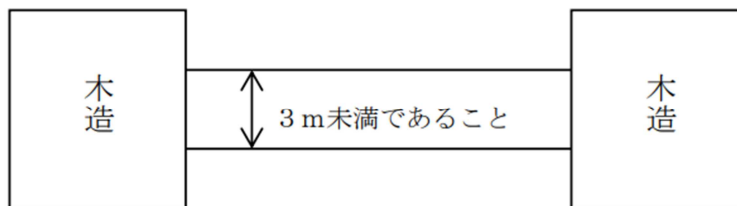
ただし、次のいずれかに該当する場合は、消防用設備の設置については、別棟として取扱うことができるものであること。

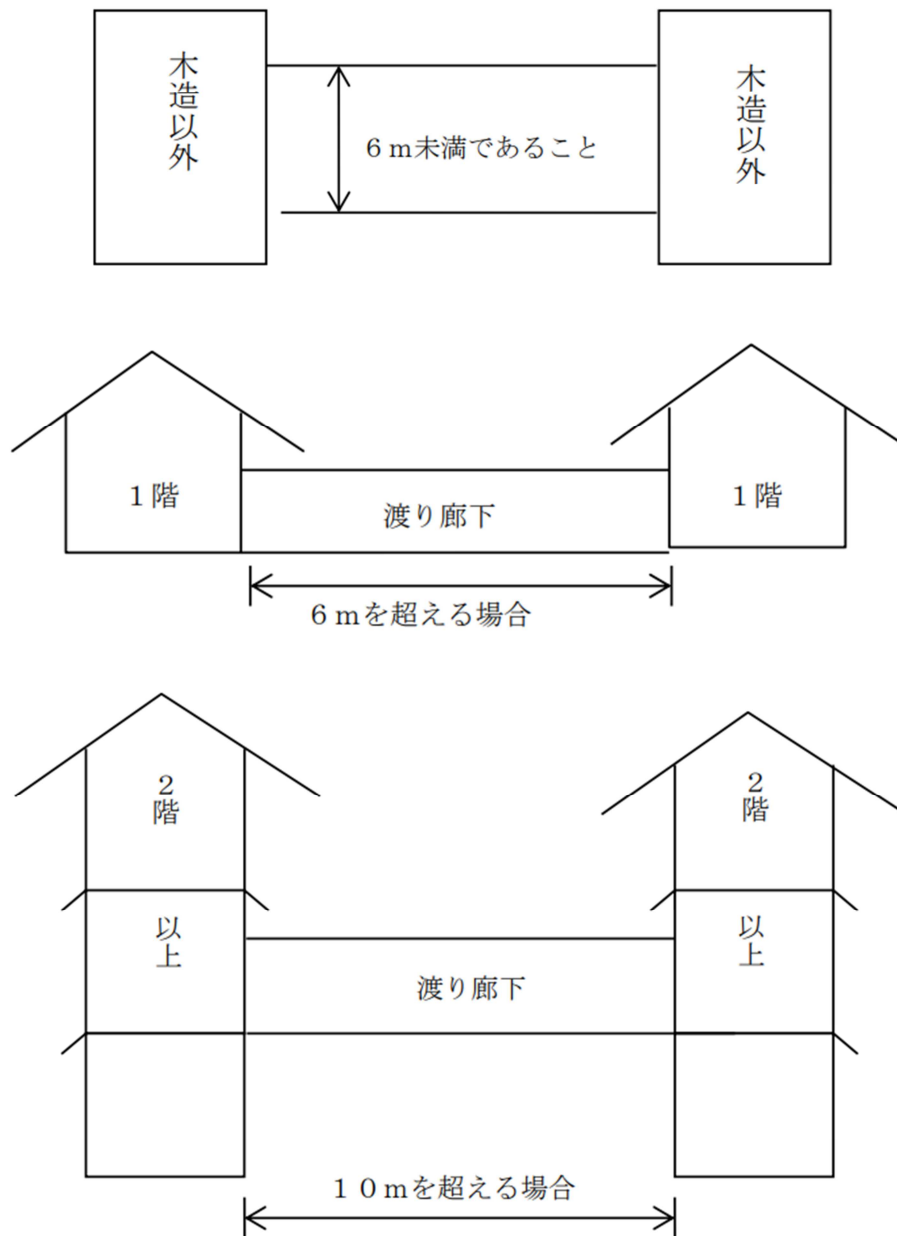
(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置、その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物の相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合で、いずれの階にあっては2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備、又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては1m）以上のものにあっては、この限りでない。





- ① (1)の規定が適用されるものについても開放廊下を除き、努めて次に掲げる構造を指導すること。
- a 渡り廊下の両端の建築物の接続部分には、防火設備を設けること。
 - b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られていること。
- ② 建築物相互間の距離は、次によること。
- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離とする。
 - b 渡り廊下で接続される部分が高低差を有する場合は、水平投影距離とする。
 - c 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続する場合として取扱うものとする。
 - d 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離とすること。

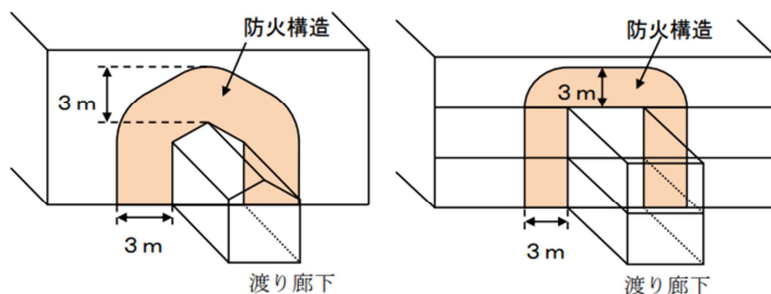
(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。（次の（イ）についても同じ。））については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は準耐火構造で造られていること。

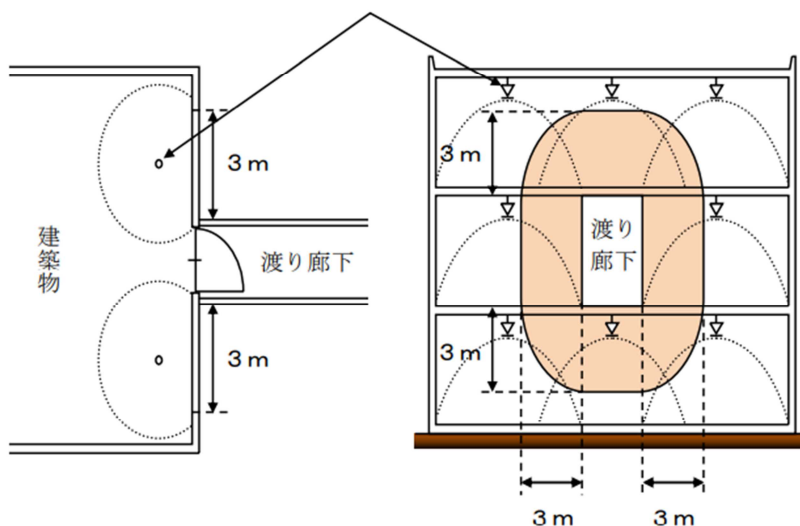
b a以外のものについては、耐火構造若しくは準耐火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

- ① 渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。
- ② スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、政令第12条第2項の例によること。

ただし、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。



閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー

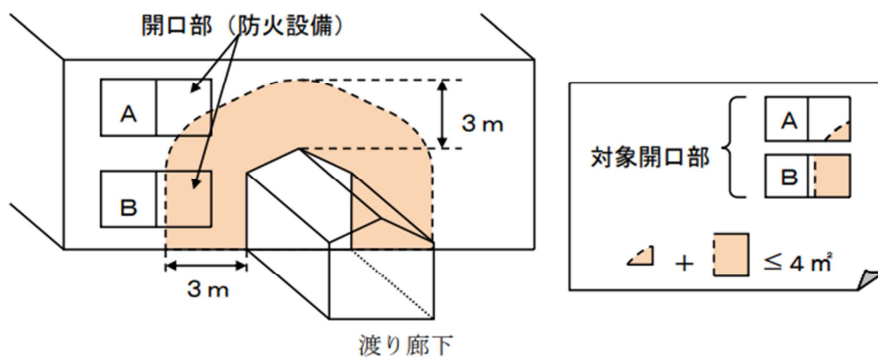
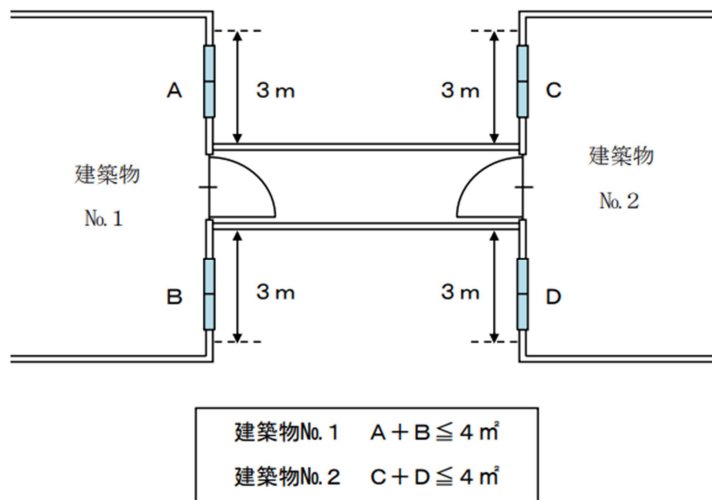


(イ) 前（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。

ただし、4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

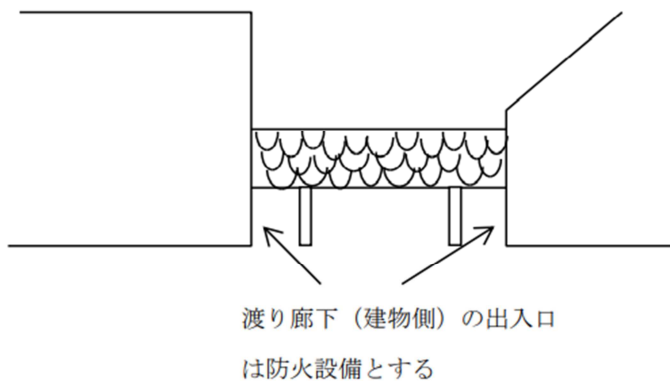
- ① ただし書きの適用については、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部の面積を問わないものとする。

②4㎡以内の開口部とは、図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部の面積の合計が、いずれも4㎡以内のものであること。



(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火設備(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器と連動して自動的に閉鎖できる構造のもの)に限る。(b(b)において同じ。)が設けられていること。



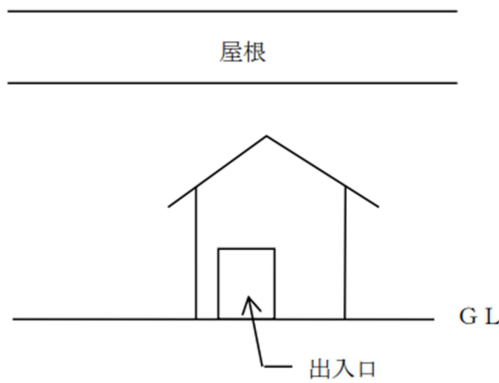
(注) 開放式とは、次にいずれかに適合するものをいう。

- ① 廊下の両側面の上部が天井高の1/2以上又は高さ1m以上の廊下の全長に渡って直接外気に開放されていること。
- ② 廊下の片側面の上部が天井高の1/2以上又は高さ1m以上の廊下の全長に渡って直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効に遮る構造で、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁が設けられたものであること。

b a以外のものについては、次の(a)から(c)に適合するものであること。

- (a) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (b) 渡り廊下の両端の建築物との接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分に前aで定められる構造の防火設備が設けられていること。

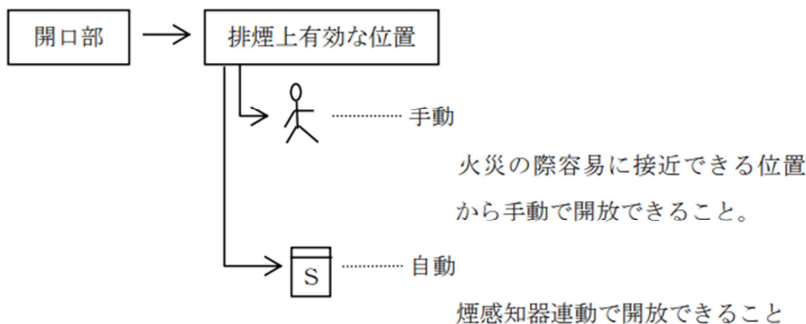
ただし、防火設備としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付きとすること。



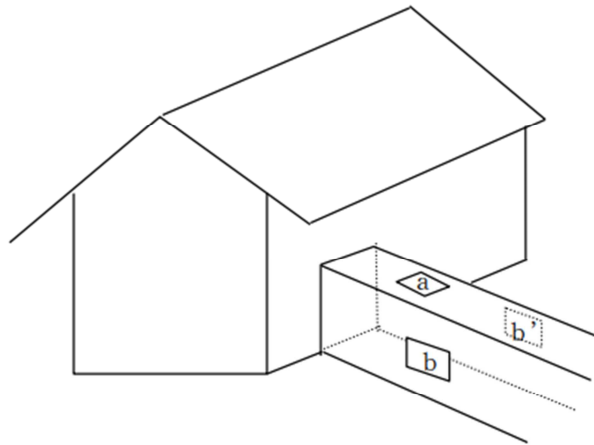
4㎡以下であること。

防火設備 { 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの
煙感知器連動で閉鎖するもの

- (c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるよう又は煙感知器と連動して開放するように設けられていること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設置したものにあっては、この限りでない。

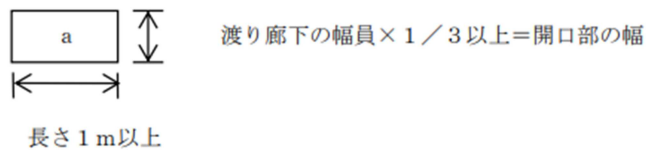


- 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ 1 m 以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



開口部の面積 ($a\text{ m}^2 + b\text{ m}^2$) の合計は 1 m^2 以上とすること。

- 屋根又は天井に設ける開口部

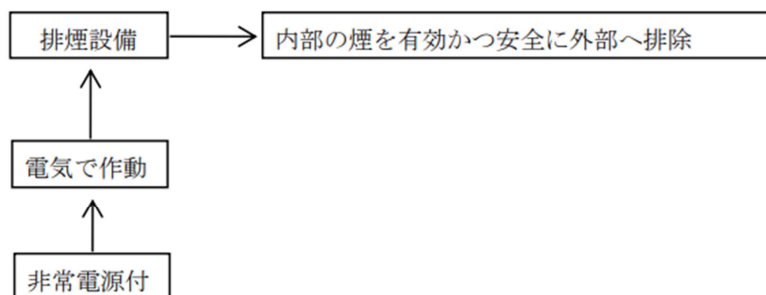


- 外壁に設ける開口部（両側に設置 b、b'）



渡り廊下の長さ $\times 1/3$ 以上 = 開口部の長さ

- 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電動のものにあつては、非常電源が附置されていること。

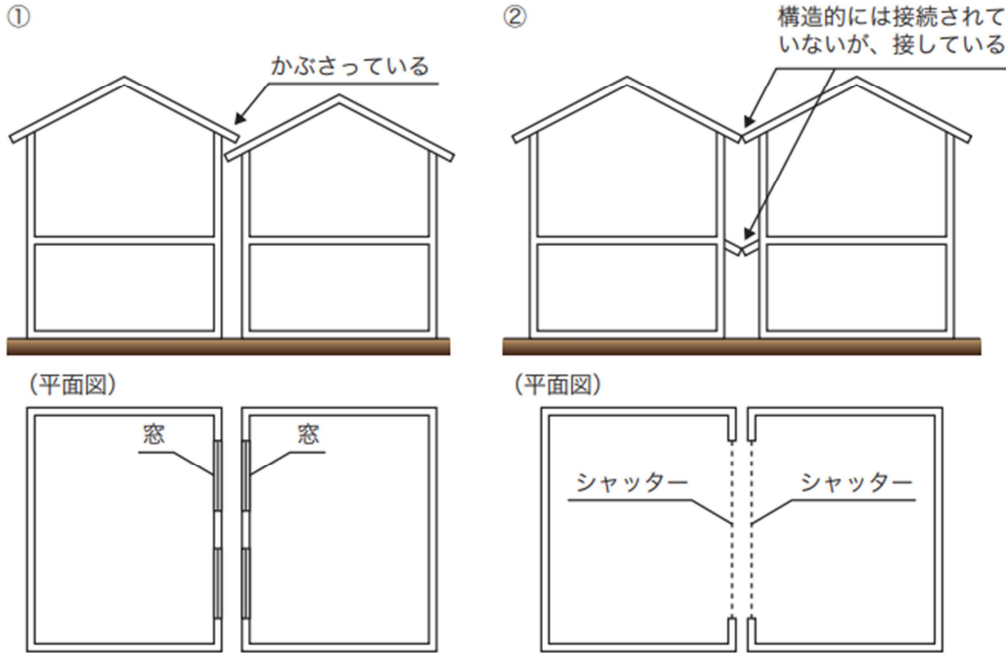


〔注〕① 自然排煙口及び機械排煙設備の設置については、建基政令の規定を準用すること。

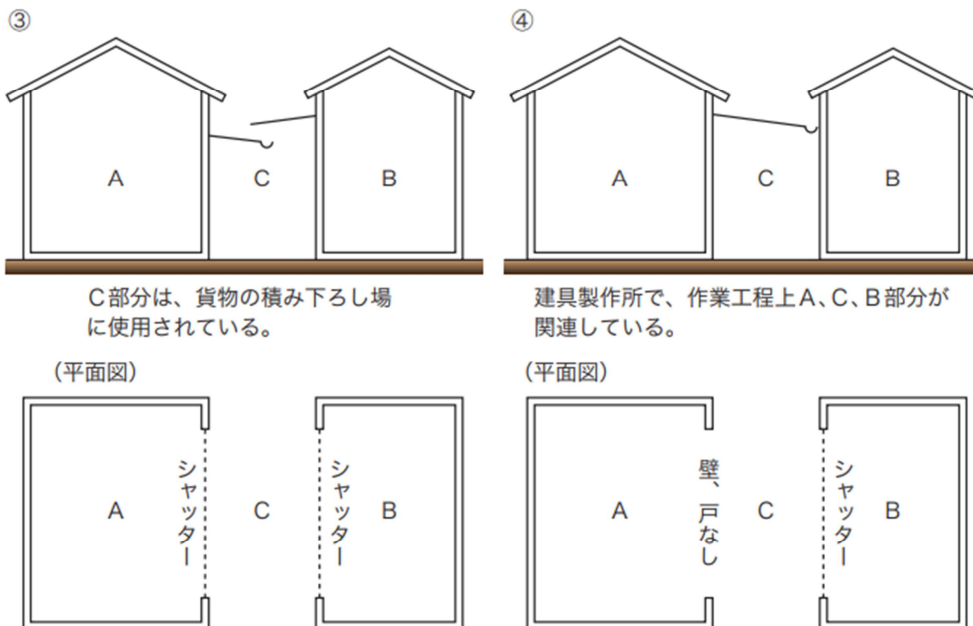
② 排煙設備の非常電源は、非常電源の基準によること。

(2) 前(1)によるほか、建築物と建築物の接続が、次のいずれかに適合する場合は、別棟として取扱うことができるものであること。

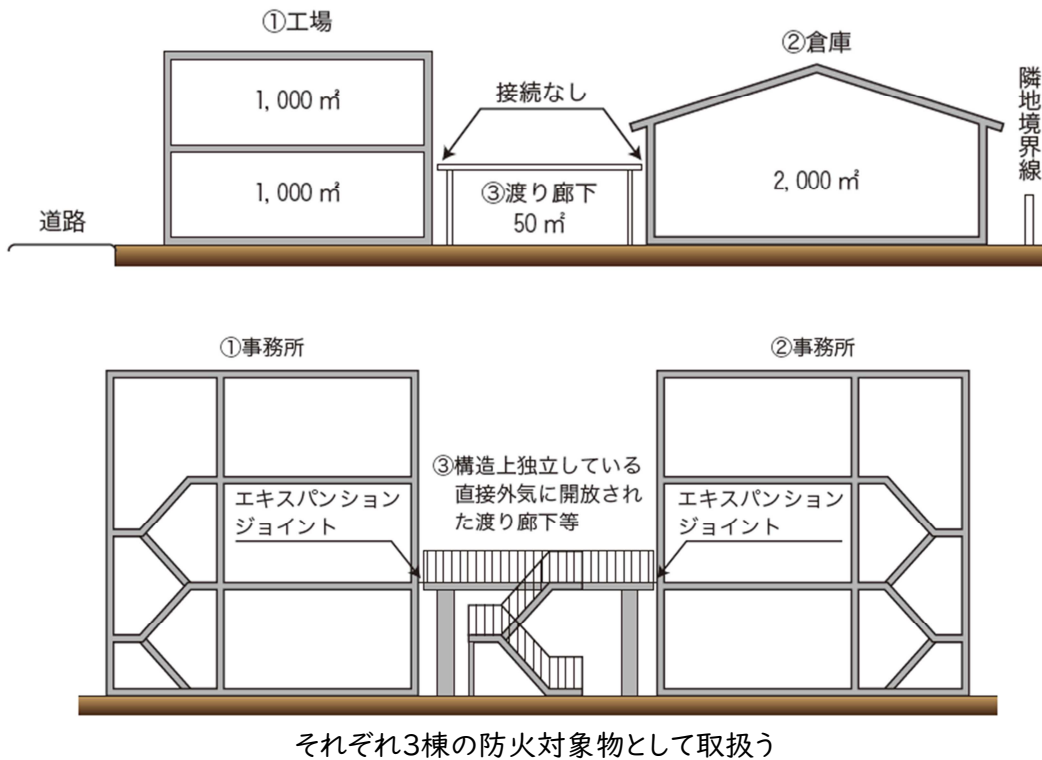
ア 建築物と建築物の屋根が交差している場合



イ 建築物と建築物が固定的な構造でない雨といを共有する場合



ウ 建築物と建築物が構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合



(3) その他

ア 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含めて設置すること。

イ 建基法第44条第1項ただし書きの規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物として取扱うこと。